

株 主 各 位

東京都千代田区内神田二丁目2番1号
昭和産業株式会社
代表取締役社長 横 澤 正 克

第110回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

東日本大震災により、被災されました株主の皆様には心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興を衷心よりお祈り申しあげます。

さて、当社第110回定時株主総会を、下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますて、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月28日午後5時35分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 平成23年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番地7号
日経ビル3階 日経ホール
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項 報告事項

1. 第110期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第110期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）一部変更及び継続の件 |

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載する事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.showa-sangyo.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績および財務体質の強化、今後の事業展開等ならびに安定配当の維持を勧奨し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金7円
総額1,153,365,983円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成23年6月30日

第2号議案 取締役5名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役 横澤正克、金澤多計志、佐久間潤、岡田茂、小川敏郎、四宮哲爾の各氏6名全員が任期満了となります。

つきましては、機動的に意思決定を行えるよう取締役を1名減員し、取締役5名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 候補者の有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------|--|---------------|
| 1 | おかだ しげる 岡田 茂 (昭和28年2月27日生) | 昭和50年4月 当社入社 平成12年12月 当社ぶどう糖事業本部長 平成16年4月 当社大阪支店長 平成17年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社常務取締役 平成22年6月 当社専務取締役 (現在に至る) 平成22年10月 広域営業部・製粉部・ぶどう糖部・飼料畜産部・原料部担当 (現在に至る) | 37,000株 |
| 2 | かなざわ たけし 金澤 多計志 (昭和22年4月17日生) | 昭和41年4月 当社入社 平成11年5月 当社仙台支店長 平成15年6月 当社執行役員 平成17年6月 当社常務取締役 平成20年6月 当社専務取締役 平成22年6月 当社取締役副社長 (現在に至る) 平成22年10月 営業部門統轄、営業企画部・食品開発センター担当 (現在に至る) | 81,000株 |
| 3 | さくま じゅん 佐久間 潤 (昭和27年1月5日生) | 昭和50年4月 当社入社 平成11年6月 当社技術本部生産管理部長 平成12年9月 当社技術本部製粉テクニカルマネージャー 平成14年6月 当社船橋工場長 平成16年6月 当社執行役員 平成19年6月 当社常務取締役 平成22年6月 当社専務取締役 (現在に至る) 平成22年10月 生産・技術部門統轄、品質保証部・総合研究所担当 (現在に至る) | 20,000株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 候補者の有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------|--|---------------|
| 4 | おがわ とし ろう 小川 敏郎 (昭和27年8月17日生) | 昭和50年4月 当社入社 平成12年6月 当社職能第二部門人事グループマネージャー 平成15年4月 当社総務人事部長 平成16年6月 当社執行役員 平成20年6月 当社常務執行役員 平成21年6月 当社常務取締役 (現在に至る) 平成23年5月 管理部門統轄、秘書室・経営企画部・情報システム部・CSR推進部・事業開発部担当 (現在に至る) | 16,000株 |
| 5 | しの みや てつ じ 四宮 哲爾 (昭和29年1月9日生) | 昭和51年4月 当社入社 平成13年6月 当社食品事業本部長 平成15年6月 当社仙台支店長 平成17年6月 当社油脂部長 平成17年6月 当社執行役員 平成21年6月 当社常務執行役員 平成22年6月 当社常務取締役 油脂部・食品部・支店担当 (現在に至る) | 21,000株 |

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役 小島幸弘、穴戸敏雄の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位および重要な兼職の状況 | 候補者の有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------|--|---------------|
| 1 | こじま ゆきひろ 小島 幸弘 (昭和26年7月28日生) | 昭和51年4月 当社入社 平成14年7月 当社職能第一部門財務グループ グループマネージャー 平成15年4月 当社主計部長 平成17年6月 敷島スターチ株式会社総務部長 平成18年6月 敷島スターチ株式会社取締役総務部長 平成19年6月 当社監査役(常勤) (現在に至る) | 19,000株 |
| 2 | いま い のぶ よし 今井 信義 (昭和24年12月4日生) | 昭和47年4月 株式会社千葉銀行入行 平成9年10月 株式会社千葉銀行経営企画部長 平成11年6月 株式会社千葉銀行取締役法人部長 平成12年6月 株式会社千葉銀行取締役営業統括部長 平成13年6月 株式会社千葉銀行常務取締役 平成15年6月 株式会社千葉銀行取締役常務執行役員 平成16年6月 株式会社千葉銀行代表取締役専務執行役員 平成19年6月 中央証券株式会社(現ちばぎん証券株式会社) 取締役副社長 平成20年6月 中央証券株式会社(現ちばぎん証券株式会社) 代表取締役社長 平成22年6月 中央証券株式会社(現ちばぎん証券株式会社) 代表取締役会長 (平成23年6月退任予定) | 0株 |

- (注) 1. 今井信義氏は、新任候補者であります。
 2. 今井信義氏は、社外監査役候補者であり、また、(株)東京証券取引所及び(株)大阪証券取引所の定める独立役員候補者であります。同氏は長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する専門知識と豊富な知見ならびに経営に関する高い見識を有していることから、社外監査役として適任であるものと考えております。また、経営陣から支配・干渉されない外部の視点から経営の健全性を確保できると判断されるため、独立役員として適任であります。
 3. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役である吉倉健一氏および本総会終結の時をもって就任予定の社外監査役候補者である今井信義氏の補欠の社外監査役として、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、岩丸豊紀氏の選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴および重要な兼職の状況 | 候補者の有する当社の株式数 |
|----------------------------------|--|---------------|
| いわまるとよき 岩丸豊紀 (昭和25年9月26日生) | 昭和58年4月 弁護士登録 平成5年4月 新八重洲法律事務所設立 (現在に至る) | 0株 |

- (注) 1. 岩丸豊紀氏は、弁護士として法的な専門知識とコーポレート・ガバナンスに関する高い見識を有しており、社外監査役として適任であるものと考えます。
2. 候補者と当社との間には法律顧問契約があります。

第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策） 一部変更及び継続の件

当社は、平成20年6月27日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認により、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「現プラン」といいます。）を導入しておりますが、現プランの有効期限は本総会終結のときまでとなっております。

当社は、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの内容の一部変更した上、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続することを決定いたしました（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランの有効期間は、本総会において株主の皆様にご承認いただけた場合には、ご承認をいただいたときから、平成26年6月開催予定の当社定時株主総会終結のときまでといたします。

なお、本プランを決定した取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員が出席し、本プランは当社株券等の大規模買付行為に関する対応策として相当であると判断される旨の意見を表明しております。

また、当社は現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

つきましては、当社定款第45条第1項の定めに基づき、本プランの継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

【現プランからの変更点】

本プランにおいて現プランから見直しを行った主な内容は以下の通りです。

- ① 買付者等からの情報提供の迅速化と、取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用をさける観点から、情報提供期間に上限（原則60日）を設ける旨の定めを追加いたしました。
- ② 大規模買付ルールに基づく対抗措置を、新株予約権の無償割当てに限定する旨を明記いたしました。
- ③ 当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型の要件を一部見直しいたしました。
- ④ 平成21年1月5日に施行された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）によっていわゆる株券の電子化が実施されたこと及び証券取引法が金融商品取引法に改正されたこと等の法令等の改正に対応するため所要の修正を行いました。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組みについて

当社は、大地の恵みを元として、「人々の健康で豊かな食生活に貢献する」ことを経営理念としております。

穀物を原料とする食品素材を軸にした総合食品メーカーとして、長年に渡り培ってきた小麦粉、植物油、ぶどう糖、二次加工食品、配合飼料などの各事業における技術やノウハウを最大限発揮していくことにより、「市場に価値を認められる、安全で安心できる食品を安定的に供給する」ことを社会的使命と考えております。

近年食品業界におきましては、世界各地での異常気象の影響や、新興諸国の経済発展による需要増、更にはバイオ燃料による穀物需要の増大などにより、穀物原料の調達コストが増加しております。一方で、国内市場におきましては、雇用情勢の厳しさなどから低価格志向や節約志向は根強く、先行き不透明な情勢が続いております。

このような環境下におきまして、当社グループは、常に市場を重視し、『お客様にとっての「ベスト・パートナー」となる』ことを目指し、2009年（平成21年）4月に「中期経営計画09-11」をスタートし、経営課題の達成に向けて経営を推進しております。「中期経営計画09-11」では、経営方針として、「創造」「安心」「成長」をキーワードに掲げております。

「創造」：価値の創造、市場の創造、競争力の創造により、総合食品メーカーとしての更なる発展を目指します。

「安心」：当社の企業理念である「人々の健康で豊かな食生活に貢献する」を実現するために、安全で安心・高品質な食の提供のための仕組みを更に充実させます。

「成長」：社員の成長を補助する人材育成の仕組み、仕事と生活の充実を支援する仕組みを整備し、企業と社員が互いに成長する関係を構築します。

また、「中期経営計画09-11」の基本戦略としては、次の5つを課題としております。

- ① 財務体質の強化
連結有利子負債500億円以下を目指し、銘柄数削減、在庫削減、生産効率の向上に取り組みます。
- ② 成長分野への注力
プレミックス、液状デキストリン、酵素技術の活用など、成長分野への設備面と研究開発面における投資を積極的に行います。
- ③ 基盤事業の再成長
生産コスト、物流コストの削減に取り組むことで競争力の強化を図り、製粉・製油・糖化事業など当社の基盤事業の再成長を目指します。
- ④ グループシナジーの追求
昭和産業グループ相互の協力関係を強化し、グループ会社相互のシナジーを追求することで、新たな付加価値創造を図ります。
- ⑤ CSR経営の推進
食の安全の徹底、コンプライアンスの向上、より高品質な食の提供、地球環境への配慮などを通じて、社会から安心できるブランドを追求します。

このような活動を通じ、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることで、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資することができるものと考えております。

3. 本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下の通り、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする

者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、一定の場合に、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

また、平成23年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の株式保有状況」の通りです。なお、当社は現時点において当社株券等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

4. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続き

① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)または(ii)に該当する当社株券等の買付けまたはこれに類似する行為(ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。)がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、または行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものといたします。

- (i) 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付け
- (ii) 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下(ii)において同じとします。

5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等の際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社に定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

(イ) 氏名または名称及び住所または所在地

(ロ) 代表者の役職及び氏名

(ハ) 会社等の目的及び事業の内容

(ニ) 大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 設立準拠法

(ii) 買付者等が現に保有する当社の株券等の数、及び、意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株券等の取引状況

(iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等⁸その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③ 「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主の皆様のご判断のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日⁹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

8 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。但し、買付者等からの情報提供の迅速化と、取締役会が延々と情報提供を求めて情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を意向表明書受領から60日間に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で直ちに「取締役会評価期間」を開始するものといたします(但し、買付者等から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります。)

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものといたします。

- (i) 買付者等及びそのグループ(共同保有者¹⁰、特別関係者及びファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。)の詳細(沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名氏及び職歴等を含みます。)
- (ii) 大規模買付等の目的(「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株券等の数及び買付等を行った後における株券等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。)
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)
- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

10 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株券等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの基本的な経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (xi) その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提供がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提案が十分になされたと認めた場合または意向表明書受領日から60日間が経過したときには、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。

- (i) 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株券等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間
- (ii) その他の大規模買付等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると取締役会が合理的に認める場合に延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主の皆様が開示いたします。また、延長の期間は最大30日間といたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に

応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものいたします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様へ開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

⑤ 取締役会の決議

(i) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合
当社取締役会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合には、直ちに対抗措置の発動の決議を行うものいたします。

(ii) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合
当社取締役会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守した場合には、上記④の検討等の後、遅滞なく以下の手続きに従い、対抗措置の発動の是非について決議を行うものとします。

(イ) 買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合
当社取締役会は、買付者等が上記②から④までに規定する手続きを遵守した場合であっても、買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主の皆様のご意思を確認するために下記⑥に定める手続きを行うものいたします。

この場合、当社取締役会は、下記⑥に定める株主意識確認総会または書面投票の決定に従って、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものいたします。

なお、別紙 2 に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該大規模買付等は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められることといたします。

- (ロ) 買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合

当社取締役会は、買付者等による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではないと認められる場合には、対抗措置の不発動の決議を行うものとしたします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑥ 株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤(ii)(イ)に該当する場合、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施するものとしたします。

株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。

株主意思の確認を行う場合は、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定めます。株主意思の確認手続きにおいて投票権を行使することができる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、投票権は議決権1個につき1個といたします。投票基準日は、取締役会評価期間が満了した後、関係法令及び証券保管振替機構による株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前までに行うものとしたします。

当社取締役会は、投票基準日確定までに、株主意思確認総会または書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容を速やかに情報開示いたします。株主意思確認総会における投票の場合、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が出席し、その投票権の過半数をもって賛否を決するものとしたします。書面投票による場合、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が投票を行い、その投票権の過半数をもって賛否を決するものとしたします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会または書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

- ⑦ 対抗措置の中止または発動の停止
当社取締役会が上記⑤の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合または(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止または発動の停止を行うものいたします。
当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

- ⑧ 大規模買付等の開始
買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものいたします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑤に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うことといたします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙3「新株予約権無償割当ての概要」に記載の通りといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載の通り、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものいたします。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を平成26年6月開催予定の定

時株主総会終結のときまでといたします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものといたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足し、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3.に記載の通り、当社株券等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

- (3) 株主意思を重視するものであること
本プランは、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく大規模買付等がなされた場合を除き、買付者等による大規模買付等に対する対抗措置の発動について株主の皆様のご意思を直接確認するものです。

また、本プランは、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得たうえで継続するものです。上記4. (3)に記載した通り本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

- (4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4. (1)に記載の通り、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

- (5) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4. (3)に記載の通り、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主の皆様への影響

- (1) 本プランの継続導入時に株主及び投資家の皆様にご与える影響
本プランの継続導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の4.(1)に記載の通り、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意下さい。

- (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また、当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記4.(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施にあたり、新株予約権の発行要項、当社株式の売買にあたって損害を被る可能性がある旨、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続き

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要となります。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続きは不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認下さい。

以 上

当社の大株主の株式保有状況

当社大株主上位10名の株式保有状況（平成23年3月末現在）

| | 株 主 名 | 株 式 保 有 状 況 | |
|----|--|-------------|---------|
| | | 持株数（千株） | 出資比率（%） |
| 1 | 伊藤忠商事株式会社 | 16,000 | 9.7 |
| 2 | 日本興亜損害保険株式会社 | 8,545 | 5.2 |
| 3 | 株式会社千葉銀行 | 8,000 | 4.9 |
| 4 | 三井物産株式会社 | 7,700 | 4.7 |
| 5 | ユアサ・フナシヨク株式会社 | 6,165 | 3.7 |
| 6 | 農林中央金庫 | 5,515 | 3.3 |
| 7 | 東京海上日動火災保険株式会社 | 5,169 | 3.1 |
| 8 | 双日株式会社 | 5,000 | 3.0 |
| 9 | 株式会社カーギルジャパン | 4,701 | 2.9 |
| 10 | みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほコーポレート銀行 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 4,500 | 2.7 |

注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて、出資比率は小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。

2. 出資比率は自己株式（83,329株）を控除して算出しております。

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等に移転する目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高価売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保または向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）の2倍の数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。

2. 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき2個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをいたします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日といたします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数といたします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものといたします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額といたします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者¹¹、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者¹²、(4) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5) これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、または、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹³（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものいたします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものいたします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものいたします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものいたします。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものいたします。

10. 本新株予約権の行使期間等

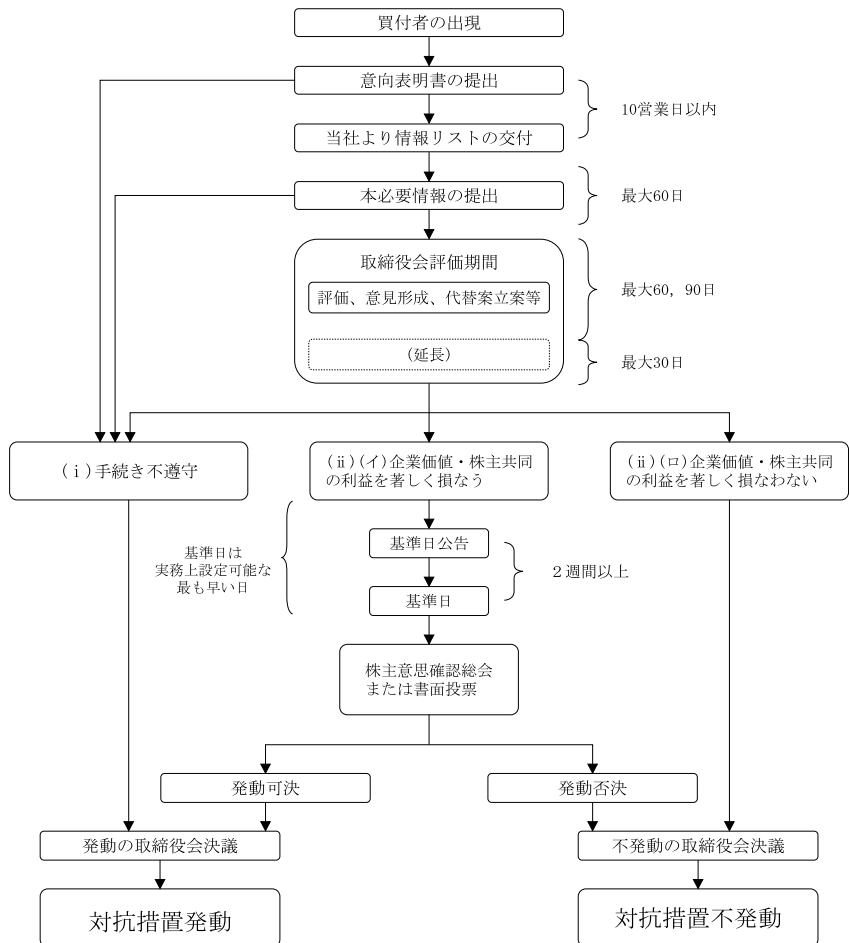
本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものいたします。

以上

-
- 11 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 12 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- 13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

(ご参考)

本プランの手続きに関するフロー図



第110回定時株主総会会場ご案内図



会場 東京都千代田区大手町一丁目3番地7号
日経ビル3階 日経ホール

最寄り駅 地下鉄 大手町駅 C2b出口直結

東京メトロ

- | | | | |
|-------|--------|-----------|-------|
| ◆千代田線 | 「大手町駅」 | 神田橋方面改札より | 徒歩約4分 |
| ◆半蔵門線 | 「大手町駅」 | 皇居方面改札より | 徒歩約5分 |
| ◆丸ノ内線 | 「大手町駅」 | 丸の内方面改札より | 徒歩約6分 |
| ◆東西線 | 「大手町駅」 | 中央改札より | 徒歩約9分 |
| | 「竹橋駅」 | 大手町方面改札より | 徒歩約3分 |

都営地下鉄

- | | | | |
|------|--------|-----------|-------|
| ◆三田線 | 「大手町駅」 | 大手町方面改札より | 徒歩約6分 |
|------|--------|-----------|-------|

(第110回定時株主総会招集ご通知添付書類)

第 110 期 報 告 書

(平成22年4月1日から)
(平成23年3月31日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本
監 査 役 会 の 監 査 報 告 書 謄 本
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本

昭和産業株式会社

第110期 事業報告

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の我が国経済は、長引く景気低迷や円高など厳しい環境にありながらも、世界経済の回復や景気対策の効果により緩やかな回復傾向にありました。しかしながら、本年3月11日に発生した東日本大震災及びその後の原発事故や電力不足により、経済活動は甚大な影響を受けました。

食品業界におきましても、消費低迷による競争激化に加え、東日本大震災の影響を受ける非常に厳しい環境となりました。

原料穀物相場につきましては、ロシアの干ばつによる禁輸措置を受けた小麦価格の急騰に続き、大豆、菜種、とうもろこしの価格も大幅に上昇しました。また、穀物輸出国における在庫量も低水準となりました。

このような状況の中、当社グループは、2009年(平成21年)よりスタートした「中期経営計画09-11」の5つの基本戦略「①財務体質の強化」「②成長分野への注力」「③基盤事業の再成長」「④グループシナジーの追求」「⑤CSR経営の推進」の下、具体的な施策の推進に努めてまいりました。

しかしながら、当社グループにおきましても、東日本大震災により生産拠点等が被災し、生産設備や製品在庫に損失が発生しました。その結果、特別損失に震災関連費用を21億95百万円計上しました。

なお、震災後、直ちに災害対策本部を設置し、全社一丸となって早期復旧に努めた結果、本年3月末までには概ね復旧作業は完了しております。

これらの結果、連結売上高は2,137億9百万円と前期より43億27百万円(2.1%)の増収となりました。一方、利益面では、経常利益は57億55百万円と前期より25億49百万円(30.7%)の減益となりました。当期純利益は4億15百万円と前期より31億37百万円(88.3%)の減益となりました。

事業別の概況は次のとおりであります。

《 製粉事業 》

業務用小麦粉につきましては、輸入小麦の政府売渡価格が平成22年4月に平均5%引き下げられ、10月には平均1%引き上げられたことを受け、通期の製品価格は前期と比較して下落しました。一方で、平成22年7月に菓子用小麦粉「Cブラン」「ノワールC」、本年2月にパン用粉「B」などの新製品を発売するとともに、提案型の営業活動を展開したことや、平成21年11月に連結子会社に加わった奥本製粉株式会社の業績が通年分反映されたことなどにより、小麦粉製品全般の販売数量は増加しました。

これらの結果、製粉事業の売上高は540億37百万円（前期比8.5%増）となりました。

《 油脂事業 》

業務用食用油、業務用天ぷら粉、業務用パスタにつきましては、昭和天ぷら粉発売50周年にあわせて平成22年5月に「天ぷら維新」を発売するなど、顧客ニーズを捉えた営業活動により販売数量は前期と比較して増加しました。

販売価格につきましては、異常気象の影響などにより穀物相場が上昇したため、原材料調達コスト増加分の価格は是正に努めましたが、長引く景気低迷の影響もあり十分に反映させることができませんでした。

これらの結果、油脂事業の売上高は476億99百万円（前期比2.9%増）となりました。

《 ぶどう糖事業 》

糖化製品につきましては、猛暑及び残暑により夏場の販売数量は好調に推移しましたが、糖質を抑えた低カロリー飲料への需要シフトや東日本大震災の影響もあり、前期と比較して販売数量は下回りました。

コーンスターチにつきましては、大手顧客を中心に積極的な販促活動を実施したことにより、前期と比較して販売数量を伸ばしました。

販売価格につきましては、原料とうもろこしの価格が、夏場以降持続的に上昇したため、原材料調達コスト増加分に見合う価格は是正を十分に行うことができませんでした。

これらの結果、ぶどう糖事業の売上高は275億45百万円（前期比2.0%減）となりました。

《 家庭用食品事業 》

家庭用プレミックス製品につきましては、平成22年7月より「昭和天ぷら粉 発売50周年記念プレゼントキャンペーン」、11月より「ホットケーキミックスは、SHOWA！キャンペーン」を実施し、販促活動に努めました。また、「とろ〜りふわふわお好み焼粉」などの新商品の発売効果もあり、販売数量は前期と比較して増加しました。家庭用食用油につきましては、景気低迷による需要減退や猛暑の影響により、前期と比較して販売数量は減少しました。

これらの結果、家庭用食品事業の売上高は245億20百万円（前期比2.3%減）となりました。

《 飼料事業 》

配合飼料につきましては、九州地区での口蹄疫や猛暑の影響により、販売数量は前期と比較して減少しました。販売価格につきましては、原料相場が急騰する中、十分な価格は正が達成できなかったことから、前期を下回りました。

鶏卵につきましては、猛暑の影響で生産量が減少したことにより、鶏卵相場が高騰し、前期と比較して販売価格は上昇しました。

これらの結果、飼料事業の売上高は548億8百万円（前期比0.5%増）となりました。

《 倉庫事業 》

倉庫事業につきましては、貨物獲得競争が激化する中、商社や主要ユーザーとの取り組みを強化し、荷役量の増加に努めました。しかしながら、小麦の政府売渡制度変更に伴い荷役機会が減少したことや、東日本大震災によって一時的に港湾機能が麻痺したことなどにより、前期と比較して荷役量は減少しました。

これらの結果、倉庫事業の売上高は30億88百万円（前期比9.2%減）となりました。

《 不動産事業 》

不動産事業につきましては、オフィス用賃貸ビル及び商業施設用ビルにおいて、一部テナントが退去したことにより、前期と比較して賃料収入は減少しました。

この結果、不動産事業の売上高は17億14百万円（前期比4.7%減）となりました。

《 そ の 他 》

保険代理業、自動車等リース業、運輸事業等をあわせたその他事業の売上高は2億94百万円（前期比0.5%減）となりました。

事業別の売上高は次のとおりであります。

| 事業 | 第 109 期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) | 第 110 期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) | 前 期 比 率 増 減 |
|---------------|--|--|----------------|
| 製 粉 事 業 | 49,798 ^{百万円} | 54,037 ^{百万円} | 8.5 % |
| 油 脂 事 業 | 46,351 | 47,699 | 2.9 |
| ぶ どう 糖 事 業 | 28,094 | 27,545 | △ 2.0 |
| 家 庭 用 食 品 事 業 | 25,097 | 24,520 | △ 2.3 |
| 飼 料 事 業 | 54,544 | 54,808 | 0.5 |
| 倉 庫 事 業 | 3,401 | 3,088 | △ 9.2 |
| 不 動 産 事 業 | 1,798 | 1,714 | △ 4.7 |
| そ の 他 | 295 | 294 | △ 0.5 |
| 計 | 209,381 | 213,709 | 2.1 |

(注) 当連結会計年度より、事業区分を「製粉事業」「油脂事業」「ぶどう糖事業」「家庭用食品事業」「飼料事業」「倉庫事業」「不動産事業」「その他」に変更しております。そのため、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較を行っております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業団体の設備投資の総額は約68億円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主な設備または取得した物件

| | | |
|---------|-------------|----------|
| 当社 本 社 | 貸貸用 鶏卵加工設備 | [飼料事業] |
| 当社 鹿島工場 | 糖化製品貯蔵タンク増設 | [ぶどう糖事業] |

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。なお、当連結会計年度末現在の社債、コマーシャル・ペーパーおよび借入金合計額は438億円であります。

(4) 対処すべき課題

地球温暖化などの気候変動や今後予想される世界的な人口増加によって、穀物原料価格は中長期的に影響を受けることが想定されます。一方で、国内においては少子高齢化による需要の減少や嗜好の変化などにより、今後も企業間競争は一層激化すると思われます。

また、東日本大震災により、当社グループも一部の生産設備や事業所が被害を受けました。生産活動や営業活動は通常の体制へと復旧しておりますが、首都圏などにおける電力不足への対応や、リスクマネジメントの強化を図り、安定的な食の供給に努めてまいります。

このような情勢の中で、当社グループは、安心で高品質な価値ある製品の提供を柱とした企業の社会的責任を果たすために、「中期経営計画09－11」に掲げる課題の達成に向けて施策を推進しております。

「中期経営計画09－11」では、経営方針として、次の3つをキーワードに掲げております。

「創造」：価値の創造、市場の創造、競争力の創造により、総合食品メーカーとしての更なる発展を目指します。

「安心」：当社の企業理念である「人々の健康で豊かな食生活に貢献する」を実現するために、安全で安心・高品質な食の提供のための仕組みを更に充実させます。

「成長」：社員の成長を補助する人材育成の仕組み、仕事と生活の充実に支援する仕組みを整備し、企業と社員が互いに成長する関係を構築します。

また、「中期経営計画09－11」の基本戦略としては、次の5つを課題としております。

- ①財務体質の強化
- ②成長分野への注力
- ③基盤事業の再成長
- ④グループシナジーの追求
- ⑤CSR経営の推進

お客様にとってのベストパートナーを目指し、これら経営方針および基本戦略で掲げる課題の達成に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第107期 平成20年 3月期 | 第108期 平成21年 3月期 | 第109期 平成22年 3月期 | 第110期 平成23年 3月期(当期) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------------|
| 売上高 百万円 | 201,189 | 240,381 | 209,381 | 213,709 |
| 経常利益 百万円 | 3,327 | 7,329 | 8,305 | 5,755 |
| 当期純利益 百万円 | 1,202 | 2,669 | 3,553 | 415 |
| 1株当たり当期純利益 円 | 6.68 | 14.99 | 20.41 | 2.47 |
| 総資産 百万円 | 150,605 | 143,637 | 142,331 | 140,645 |
| 純資産 百万円 | 48,977 | 49,783 | 53,190 | 50,277 |

- (注) 1. 第110期は、東日本大震災に関連する損失21億95百万円を特別損失に計上しております。
2. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

| 区 分 | 第107期 平成20年 3月期 | 第108期 平成21年 3月期 | 第109期 平成22年 3月期 | 第110期 平成23年 3月期(当期) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------------|
| 売上高 百万円 | 131,697 | 159,590 | 133,188 | 127,962 |
| 経常利益 百万円 | 2,991 | 6,294 | 6,890 | 4,616 |
| 当期純利益 百万円 | 322 | 2,149 | 2,764 | 356 |
| 1株当たり当期純利益 円 | 1.79 | 12.07 | 15.88 | 2.12 |
| 総資産 百万円 | 117,587 | 112,110 | 105,687 | 107,895 |
| 純資産 百万円 | 46,075 | 44,909 | 45,527 | 42,473 |

- (注) 1. 第110期は、東日本大震災に関連する損失22億18百万円を特別損失に計上しております。
2. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。

(6) 主要な事業内容

当企業集団は、次に掲げたものの製造、販売を中心に倉庫業、土地・建物の賃貸業務などを主な事業としております。

| 事業 | 主要な内容 |
|---------|--|
| 製粉事業 | 小麦粉、プレミックス（ドーナツ、ケーキ、スナックなど）、小麦粉周辺食材、パン、ふすま、冷凍生地、冷凍パスタ、冷凍スナック、冷凍惣菜 |
| 油脂事業 | 食用油（サラダ油、白絞油、ごま油、加工油脂、機能性油脂）、大豆蛋白、レシチン、食品用大豆、業務用食材（天ぷら粉、から揚げ粉、パスタなど）、脱脂大豆、菜種粕 |
| ぶどう糖事業 | 糖化製品（水あめ、ぶどう糖、異性化糖、オリゴ糖）、コーンスターチ、粗酵素（アミラーゼ） |
| 家庭用食品事業 | 家庭用プレミックス（天ぷら粉、から揚げ粉、お好み焼粉、ホットケーキミックス）、家庭用小麦粉、乾麺、家庭用パスタ、家庭用食用油（オレインリッチ、サラダ油、オリーブ油など）、家庭用炊飯油（お釜にボン）、ギフトセット、家庭用米 |
| 飼料事業 | 配合飼料、鶏卵および鶏卵加工品 |
| 倉庫事業 | サイロ業務（穀物の本船吸揚荷役、発送、保管業務）、冷凍倉庫業、普通倉庫賃貸業務 |
| 不動産事業 | 土地・建物の賃貸業務 |
| その他 | 保険代理業、自動車等リース業、運輸事業 |

(注) 当連結会計年度より、事業区分を「製粉事業」「油脂事業」「ぶどう糖事業」「家庭用食品事業」「飼料事業」「倉庫事業」「不動産事業」「その他」に変更しております。

(7) 主要な営業所および工場

| 会 社 名 | 主 要 な 営 業 所 お よ び 工 場 |
|-----------------|---|
| 昭 和 産 業 株 式 会 社 | 本社（東京都千代田区） 大阪支店（大阪市北区） 名古屋支店（名古屋市西区） 仙台支店（仙台市若林区） 札幌支店（札幌市白石区） 福岡支店（福岡市東区） 広島支店（広島市佐伯区） 関東信越支店（群馬県太田市） 鹿島工場（茨城県神栖市） 神戸工場（神戸市東灘区） 船橋工場（千葉県船橋市） 総合研究所（千葉県船橋市） 食品開発センター（千葉県市川市） |
| 昭 産 商 事 株 式 会 社 | 本社（東京都板橋区） |
| 敷島スターチ株式会社 | 本社工場（三重県鈴鹿市） |
| 九州昭和産業株式会社 | 本社工場（鹿児島県志布志市） 八代工場（熊本県八代市） |
| 奥本製粉株式会社 | 本社工場（大阪府貝塚市） |
| 木田製粉株式会社 | 本社工場（札幌市北区） |
| 株式会社内外製粉 | 本社工場（三重県三重郡） |
| 株式会社スウィングベーカリー | 本社工場（千葉県印西市） |
| 株式会社オーバン | 本社（東京都板橋区） |
| 昭和冷凍食品株式会社 | 本社工場（新潟市南区） |
| 昭和鶏卵株式会社 | 本社（埼玉県入間郡） |
| 昭産開発株式会社 | 本社（埼玉県上尾市） |
| 株式会社ショウレイ | 本社（千葉県船橋市） |
| 昭産運輸株式会社 | 本社（千葉県船橋市） |

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 区 分 | 従 業 員 数 | 前期末比増減 |
|-------------|---------|--------|
| 製 粉 事 業 | 668 名 | △ 14 名 |
| 油 脂 事 業 | 334 | 12 |
| ぶ どう 糖 事 業 | 208 | △ 1 |
| 家庭用食品事業 | 185 | △ 6 |
| 飼 料 事 業 | 191 | 4 |
| 倉 庫 事 業 | 40 | △ 7 |
| 不 動 産 事 業 | 16 | 2 |
| そ の 他 | 82 | 2 |
| 全 社 (共 通) | 273 | 12 |
| 合 計 | 1,997 | 4 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には臨時従業員の当連結会計年度における平均雇用人員 (816名) は含んでおりません。
3. 当連結会計年度より、事業区分を「製粉事業」「油脂事業」「ぶどう糖事業」「家庭用食品事業」「飼料事業」「倉庫事業」「不動産事業」「その他」に変更しております。そのため、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較を行っております。

② 当社の従業員の状況

| 区 分 | 従 業 員 数 | 前期末比増減 | 平 均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|---------|--------|---------|--------|
| 合計または平均 | 1,083 名 | 20 名 | 38.3 歳 | 15.9 年 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には臨時従業員の当事業年度における平均雇用人員 (137名) は含んでおりません。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の 出資比率 | 主要な事業内容 |
|------------|------------|-------------|----------------------------------|
| 昭産商事株式会社 | 百万円 391 | 90.2 % | 小麦粉、油脂、食品、配合飼料、穀類の 販売および保険代理業 |
| 敷島スターチ株式会社 | 300 | 100.0 | コーンスターチ、ぶどう糖の製造および 販売 |
| 九州昭和産業株式会社 | 300 | 78.7 | 配合飼料の製造および販売、畜産物の販 売 |
| 奥本製粉株式会社 | 88 | 63.5 | 小麦粉、プレミックスの製造および販売 |

(注) 当社の連結対象子会社は上記の重要な子会社4社を含む14社、持分法適用会社は3社であります。

(10) 主要な借入先

| 借入先 | 借入金残高 |
|-----------------|--------------------------|
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 5,100 <small>百万円</small> |
| 農林中央金庫 | 3,470 |
| 富国生命保険相互会社 | 3,450 |
| 住友信託銀行株式会社 | 3,330 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 3,000 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 1,989 |

(注) 企業集団の主要な借入先であります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 720,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 164,766,569株（自己株式83,329株を除く）
 （注）平成23年3月15日付で実施した自己株式の消却により、前期末と比べて15,800,000株減少しております。
- (3) 当期末株主数 17,542名（前期末比474名減）
- (4) 大株主の状況

| 株 主 名 | 当社への出資状況 | |
|--|----------------------|------------------|
| | 持 株 数 | 出 資 比 率 |
| 伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社 | 16,000 ^{千株} | 9.7 [%] |
| 日 本 興 亜 損 害 保 険 株 式 会 社 | 8,545 | 5.2 |
| 株 式 会 社 千 葉 銀 行 | 8,000 | 4.9 |
| 三 井 物 産 株 式 会 社 | 7,700 | 4.7 |
| ユアサ・フナショク株式会社 | 6,165 | 3.7 |
| 農 林 中 央 金 庫 | 5,515 | 3.3 |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 5,169 | 3.1 |
| 双 日 株 式 会 社 | 5,000 | 3.0 |
| 株式会社カーギルジャパン | 4,701 | 2.9 |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほコーポレート銀行 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 4,500 | 2.7 |

（注）出資比率については、自己株式を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|----------------------------|-----------|--|
| 取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役) | 横 澤 正 克 | |
| 取 締 役 副 社 長 (代 表 取 締 役) | 金 澤 多 計 志 | 営業部門統轄、営業企画部・食品開発センター担当 |
| 専 務 取 締 役 | 佐久間 潤 | 生産・技術部門統轄、品質保証部・総合研究所担当 |
| 専 務 取 締 役 | 岡 田 茂 | 広域営業部・製粉部・ぶどう糖部・飼料畜産部・原料部担当 |
| 常 務 取 締 役 | 小 川 敏 郎 | 管理部門統轄、秘書室・経営企画部・情報システム部・CSR推進部担当、事業開発部長 |
| 常 務 取 締 役 | 四 宮 哲 爾 | 油脂部・食品部・支店担当 |
| 監 査 役 | 小 島 幸 弘 | (常 勤) |
| 監 査 役 | 石 黒 達 郎 | (常 勤) |
| 監 査 役 | 宍 戸 敏 雄 | |
| 監 査 役 | 吉 倉 健 一 | |

- (注) 1. 四宮哲爾氏は、平成22年6月29日開催の第109回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 石黒達郎氏は、平成22年6月29日開催の第109回定時株主総会において新たに監査役に選任され、就任いたしました。
3. 取締役 福井茂雄、御法川修の両氏は、平成22年6月29日に退任いたしました。
4. 監査役 細川純治氏は、平成22年6月29日に退任いたしました。
5. 監査役 宍戸敏雄、吉倉健一の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
6. 監査役 宍戸敏雄、吉倉健一の両氏は、東京証券取引所・大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

| | | | |
|-----|----|--------|----------------|
| 取締役 | 8名 | 270百万円 | |
| 監査役 | 5名 | 58百万円 | (うち社外2名 15百万円) |

- (注) 1. 上記には、平成22年6月29日開催の第109回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名への支給を含んでおります。
2. 上記支給額のほか、平成17年6月29日開催の定時株主総会における退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給決議に基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対して85百万円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度の取締役会には、監査役 宍戸敏雄氏が17回中16回、監査役 吉倉健一氏が17回中17回出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べています。

当事業年度の監査役会には、監査役 宍戸敏雄氏が12回中12回、監査役 吉倉健一氏が12回中12回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の氏名または名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支払額 |
|--------------------------------------|-------|
| 当該事業年度に係る報酬等の額 | 58百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 58百万円 |

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が継続してその職務を全うすることが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案する方針であります。

5. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針について、次のとおり決議しております。

I. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令定款遵守の体制の確立に努める。また、監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努めることとする。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、取締役会議事録、決裁後の稟議書など重要な意思決定の記録については、文書管理規程および稟議規則などの社内規則に則り作成、保存し管理する。各取締役および各監査役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業経営に対する重大なリスクに適切かつ迅速に対応する組織を編成し、リスク情報の収集と分析を行う。あわせて、その予防と緊急時の対応策を整備し、昭和産業グループ全体のリスクを統括的に管理する。また、緊急事態が発生した際の対応については、その連絡体制・行動指針などを規定により明確にする。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規則等に基づく職務権限・意思決定のルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

また、経営に重要な影響を及ぼす事項については、効率的な経営判断が行えるように、以下のとおり手順を定め実施する。

- ① 経営会議を定期的に開催し、重要な事項の実施につき協議する。
- ② 投融資検討委員会により、多額の投融資を伴う案件について、経営会議の事前審査を実施する。

V. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「昭和産業グループCSR行動規範」を定め、その周知徹底を図ることにより、法令遵守、企業倫理の徹底、品質の向上等に努める。更に、内部統制システムが全社員に対して徹底されるよう、専任組織により、コンプライアンス、経営方針等に関する教育を行う。

「内部通報規程」により、法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正、通報者の保護を図る。

重大な法令違反、社内規則違反あるいは社会通念に反する行為等があった際は、遅滞なく取締役会および監査役会に報告する。

VI. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

業務監査部は、昭和産業グループの企業活動が、経営目標達成のために、適法適正かつ効率的に行われるよう、業務の遂行状況、および内部統制の状況について監査し、改善の勧告、改善案の提示、改善状況の確認を行う。

VII. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

業務監査部に所属する使用人は、監査役が求めたときは、その指揮命令のもとに監査役の職務の補助を行うものとする。

VIII. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の補助業務を担当中の業務監査部員は、監査役の指揮、監督のもと、他の取締役の指揮、監督は受けないものとする。

IX. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告するものとする。

取締役および使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査役会に報告する。

X. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、会社運営に関する意見交換および意思の疎通を図るものとする。また、経営会議など業務の適正を確保する上で重要な会議への監査役の出席を確保する。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えています。

② 基本方針の実現に資する取組みについて

当社は、大地の恵みを元として、「人々の健康で豊かな食生活に貢献する」ことを経営理念としております。

穀物を原料とする食品素材を軸にした総合食品メーカーとして、長年に渡り培ってきた小麦粉、植物油、ぶどう糖、二次加工食品、配合飼料などの各事業における技術やノウハウを最大限発揮していくことにより、「市場に価値を認められる、安全で安心できる食品を安定的に供給する」ことを社会的使命と考えております。

当社グループでは、経営環境の急激な変化に速やかに対応できる体制を確立し、また経営の透明性をより高めるために、コーポレート・ガバナンスの強化を重要な課題と位置付けています。「昭和産業グループCSR行動規範」を定め、役員・社員に徹底するとともに、平成18年5月に定めた「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを構築し、適切に運用しております。

また、企業価値の向上を目指して、平成21年4月からの3ヶ年計画「中期経営計画09-11」を策定しております。「中期経営計画09-11」では、経営方針として、「創造」「安心」「成長」をキーワードに掲げております。

こうした活動を通じ、当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させることで、当社グループの企業価値ひいては株主共同利益の向上に資することが出来ると考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記基本方針に照らして不適切であると認められる者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みのひとつとして、平成20年6月27日開催の第107回定時株主総会において、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）の導入について、ご承認いただいております。本プランの概要は以下のとおりであります。

(i) 本プランに係る手続

本プランは、当社株式等について、株券等保有割合が20%以上となる買付けを行う者（以下「買付者等」といいます。）が出現した場合に、買付者等に対し、事前に買付けに関する情報の提供を求め、情報収集及び適切な判断を行う時間、並びに買付者等との交渉の機会を確保することを目的としています。買付者等による買付けが当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合、当社取締役会は、対抗措置の内容及びその発動の賛否に関し、株主意思確認総会等により株主意思の確認を行ったうえで、その決定に従って速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行います。

(ii) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が、株主意思確認総会等の決定に従って対抗措置の発動を決議した場合の具体的対抗措置のひとつとしては、新株予約権の無償割当を想定しています。ただし、対抗措置の発動に当たっては、その必要性及び相当性を勘案した上で本分野に係る判例や具体的な事例を考慮しつつ、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を行うこともあります。

(iii) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成20年6月27日開催の定時株主総会終結の時から平成23年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとしています。ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

- (注) 1. 本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト (<http://www.showa-sangyo.co.jp/upimage/news/pdf/2004bouei.pdf>) をご覧ください。
2. 平成23年6月29日開催予定の第110回定時株主総会において、本プランの一部変更及び継続について議案としてお諮りさせていただきます。

(備考)

この事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、割合は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円 単位未満切捨)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------------|----------------|--------------------------|----------------|
| 資 産 の 部 | 140,645 | 負 債 の 部 | 90,367 |
| 流 動 資 産 | 58,016 | 流 動 負 債 | 62,794 |
| 現金及び預金 | 2,871 | 支払手形及び買掛金 | 19,054 |
| 受取手形及び売掛金 | 30,423 | 短期借入金 | 22,032 |
| 有価証券 | 0 | コマーシャル・ペーパー | 7,000 |
| 商品及び製品 | 7,126 | 1年以内償還予定社債 | 620 |
| 仕掛 | 1,061 | リース債務 | 74 |
| 原材料及び貯蔵品 | 13,371 | 賞与引当金 | 1,049 |
| 繰延税金資産 | 897 | 災害損失引当金 | 980 |
| その他の | 2,610 | 資産除去債務 | 24 |
| 貸倒引当金 | △ 347 | その他 | 11,958 |
| 固 定 資 産 | 82,629 | 固 定 負 債 | 27,573 |
| 有 形 固 定 資 産 | 67,508 | 社 債 | 120 |
| 建物及び構築物 | 30,565 | 長期借入金 | 14,039 |
| 機械装置及び運搬具 | 16,856 | リース債務 | 156 |
| 土地 | 18,861 | 退職給付引当金 | 6,163 |
| リース資産 | 81 | 役員退職慰労引当金 | 250 |
| 建設仮勘 | 232 | 繰延税金負債 | 2,756 |
| その他 | 911 | 負ののれん | 33 |
| 無 形 固 定 資 産 | 1,217 | 資産除去債務 | 248 |
| ソフトウェア | 949 | その他 | 3,803 |
| のれん | 159 | | |
| リース資産 | 13 | 純 資 産 の 部 | 50,277 |
| その他の | 95 | 株 主 資 本 | 46,564 |
| 投 資 其 他 の 資 産 | 13,903 | 資 本 金 | 12,778 |
| 投資有価証券 | 11,229 | 資本剰余金 | 4,710 |
| 長期貸付金 | 165 | 利益剰余金 | 29,100 |
| 繰延税金資産 | 418 | 自己株式 | △ 23 |
| 固定化営業債権 | 368 | その他の包括利益累計額 | 1,166 |
| 前払年金費用 | 1,188 | その他有価証券評価差額金 | 1,090 |
| その他の | 936 | 繰延ヘッジ損益 | 76 |
| 貸倒引当金 | △ 403 | 少数株主持分 | 2,546 |
| 資 産 合 計 | 140,645 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 140,645 |

連結損益計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円 単位未満切捨)

| 科 目 | 金 | 額 |
|---------------------|-------|---------|
| I. 売上高 | | 213,709 |
| II. 売上原価 | | 177,500 |
| III. 売上総利益 | | 36,208 |
| III. 販売費及び一般管理費 | | 30,987 |
| IV. 営業利益 | | 5,221 |
| IV. 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 227 | |
| 持分法による投資利益 | 226 | |
| その他 | 727 | 1,181 |
| V. 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 577 | |
| その他 | 69 | 646 |
| VI. 特別利益 | | 5,755 |
| 負のれん発 | 6 | |
| 子会社清算 | 36 | |
| 投資有価証券売却 | 1 | |
| 債権保証損失引当金戻入 | 14 | |
| その他 | 2 | 61 |
| VII. 特別損失 | | |
| 固定資産廃棄 | 554 | |
| 固定資産売却 | 138 | |
| 減損損失 | 262 | |
| 災害損失 | 1,618 | |
| 貸倒損失 | 18 | |
| 関連会社株式評価 | 29 | |
| 投資有価証券評価 | 297 | |
| 貸倒引当金繰入 | 315 | |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | 292 | |
| その他 | 13 | 3,541 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 2,275 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,717 |
| 法人税等調整額 | | △ 19 |
| 法人税等合計 | | 1,698 |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | | 577 |
| 少数株主利益 | | 162 |
| 当期純利益 | | 415 |

連結株主資本等変動計算書

（平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで）

（単位：百万円 単位未満切捨）

| 項目 | 株主資本 | | | | |
|----------------------------|--------|---------|---------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成22年3月31日残高 | 12,778 | 9,007 | 29,877 | △ 2,865 | 48,797 |
| 当連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △ 1,192 | | △ 1,192 |
| 当期純利益 | | | 415 | | 415 |
| 自己株式の取得 | | | | △ 1,455 | △ 1,455 |
| 自己株式の消却 | | △ 4,296 | | 4,296 | — |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額） | | | | | — |
| 当連結会計年度中の変動額合計 | — | △ 4,296 | △ 777 | 2,841 | △ 2,232 |
| 平成23年3月31日残高 | 12,778 | 4,710 | 29,100 | △ 23 | 46,564 |

| 項目 | その他の包括利益累計額 | | | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|----------------------------|------------------|---------|-------------------|--------|---------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | その他の包括 利益累計額合計 | | |
| 平成22年3月31日残高 | 1,919 | 45 | 1,964 | 2,428 | 53,190 |
| 当連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | — | | △ 1,192 |
| 当期純利益 | | | — | | 415 |
| 自己株式の取得 | | | — | | △ 1,455 |
| 自己株式の消却 | | | — | | — |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額） | △ 828 | 30 | △ 798 | 118 | △ 679 |
| 当連結会計年度中の変動額合計 | △ 828 | 30 | △ 798 | 118 | △ 2,912 |
| 平成23年3月31日残高 | 1,090 | 76 | 1,166 | 2,546 | 50,277 |

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 14社 昭産商事㈱、敷島スターチ㈱、九州昭産産業㈱、奥本製粉㈱、木田製粉㈱、㈱内外製粉、昭和冷凍食品㈱、昭産開発㈱、㈱ショウレイ、昭和鶏卵㈱、㈱昭産ビジネスサービス、㈱スウィングベーカリー、㈱オーバン、昭産運輸㈱

なお、㈱ベストンは平成23年3月に清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

- (2) 主要な非連結子会社の名称 ㈱ファミリーフーズ
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社の数 3社
主要な会社の名称 鹿島サイロ㈱
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社の数 4社
主要な非連結子会社の名称 ㈱ファミリーフーズ
持分法を適用しない関連会社の数 9社
主要な関連会社の名称 鹿島飼料㈱
(持分法を適用しない理由)
持分法非適用会社については連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、奥本製粉㈱、木田製粉㈱、㈱内外製粉、昭和冷凍食品㈱、昭和鶏卵㈱、昭産運輸㈱、㈱オーバンの決算日は12月31日、昭産開発㈱、㈱スウィングベーカリーの決算日は2月28日であります。

連結計算書類の作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(i) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- (p) デリバティブ取引……………時価法
- (h) たな卸資産
- 製品・商品・仕掛品……………主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - 原料・貯蔵品……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却方法
- 有形固定資産（リース資産を除く）
- 建物（除く建物附属設備）、
賃貸用リース資産及び
貸与資産の一部
 - a 平成19年3月31日以前に
取得したもの……………旧定額法
 - b 平成19年4月1日以降に
取得したもの……………定額法
 - その他の有形固定資産
 - a 平成19年3月31日以前に
取得したもの……………旧定率法
 - b 平成19年4月1日以降に
取得したもの……………定率法
- なお、耐用年数及び残存価額につきましては、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- 無形固定資産（リース資産を除く）
- ソフトウェア……………利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - その他の無形固定資産……………定額法
- リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - ……………リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法
 - なお、リース契約日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- 貸倒引当金……………売掛金、貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、その支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
 - 災害損失引当金……………東日本大震災により損壊等をした固定資産の復旧費用等の支出に備えるため、その見積額を計上しております。
 - 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- 数理計算上の差異及び過去勤務債務については、当社は10年による按分額を、連結子会社は発生時に費用処理しております。なお、数理計算上の差異について当社は、それぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金…当社は、役員及び執行役員の退職慰労金制度を平成17年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止し、これまでの在任期間に応じた退職慰労金を計上しております。当該引当金残高は、各役員及び執行役員の退職時に支給し、取崩すこととしております。

なお、役員退職慰労金規程のある連結子会社は、支給内規に基づく期末要支給額相当額を計上しております。

(4)重要なヘッジ会計の処理方法

①ヘッジ会計の処理方法……………外貨建予定取引に係る為替予約、通貨オプション及び金利スワップは繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップのうち特例処理の要件を満たす取引については特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約、通貨オプション、金利スワップ

ヘッジ対象……………外貨建予定取引、借入金、債券

③ヘッジ方針……………当社及び連結子会社は、各々の内部規程に基づき、原料輸入に係る為替変動リスクならびに借入金・債券に係るキャッシュ・フロー変動リスク、借入金に係る金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジの有効性評価の方法…主としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係が認められるかにより有効性を評価しております。

(5)のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

(6)その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理……………税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

1. 持分法に関する会計基準

当連結会計年度より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)を適用しております。これに伴い、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社(その子会社を含む)及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、統一する方法に変更しております。これによる経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

2. 資産除去債務に関する会計基準

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益はそれぞれ100万円減少し、税金等調整前当期純利益は303万円減少しております。

3. 企業結合に関する会計基準

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。

（表示方法の変更）

連結損益計算書

当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年法務省令第7号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 担保資産

(1) 工場財団抵当に供している資産

| | |
|-----------|----------|
| 建物及び構築物 | 653百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 227百万円 |
| 土地 | 1,758百万円 |
| 計 | 2,639百万円 |
| 上記に対応する債務 | |
| 短期借入金 | 826百万円 |
| 長期借入金 | 116百万円 |
| 計 | 943百万円 |

(2) 担保に供している資産

| | |
|---------------|-----------|
| 建物及び構築物 | 11,264百万円 |
| 土地 | 1,867百万円 |
| 投資有価証券 | 21百万円 |
| 投資その他の資産「その他」 | 19百万円 |
| 計 | 13,172百万円 |
| 上記に対応する債務 | |
| 短期借入金 | 375百万円 |
| 長期借入金 | 1,537百万円 |
| 預り敷金返還債務 | 881百万円 |
| 買掛債務 | 377百万円 |
| 流動負債「その他」 | 4百万円 |
| 計 | 3,175百万円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 178,540百万円

3. 偶発債務

保証債務

（単位：百万円）

| 被 保 証 者 | 金 額 | 内 容 |
|--------------|-----|-----------------|
| 商 信 商 他 20 件 | 209 | 取引先の銀行等借入に対する保証 |
| 計 | 209 | |

(連結損益計算書に関する注記)

特別損失の「災害損失」は東日本大震災の被災による損害額であり、その内容は生産設備等の復旧工事費、たな卸資産の評価損などによるものであります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当連結会計年度末 |
|---------|-------------|---------|------------|-------------|
| 普通株式(株) | 180,649,898 | — | 15,800,000 | 164,849,898 |

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少

15,800,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当連結会計年度末 |
|---------|------------|-----------|------------|----------|
| 普通株式(株) | 10,272,949 | 5,634,401 | 15,800,000 | 107,350 |

増加数の内訳は、次のとおりであります。

1. 取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加

5,547,000株

2. 単元未満株式の買取による増加

21,132株

3. 所在不明株主からの買受による増加

66,269株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少

15,800,000株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 平成22年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,192百万円 | 7.00円 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月30日 |

注. 1株当たり配当額7.00円には特別配当1.00円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 平成23年6月29日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 1,153百万円 | 7.00円 | 平成23年3月31日 | 平成23年6月30日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金調達は主に銀行借入によっており、一時的に余資が発生した場合
は安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引相手ごとに債権限度額を設定して
期日及び残高を管理し、リスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価
証券は主として株式であり、上場株式については毎月時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金の一部には、原料等の輸入に伴う外貨建てのもの
があり、為替の変動リスクに対して為替予約取引及び通貨オプション取引を実施して
おります。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達、長期借入金は主に
設備投資に係る資金調達であり、一部の長期借入金のキャッシュ・フロー変動リスク及
び金利変動リスクに対して金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。な
お、デリバティブは取引導入時、目的・内容・取引相手・保有リスク等について、代表
取締役の決裁を受けており、取引内容及び評価損益については随時、代表取締役・担当
役員・担当部長に報告されております。また、市場の急変等により不測の事態が発生し
た場合には担当部長が直ちに担当役員に状況を報告し、判断を仰ぐ体制になっており
ます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 差 額 |
|-----------------------------|------------|--------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 2,871 | 2,871 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 30,101 | 30,101 | — |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 | 7,100 | 7,100 | — |
| 資産計 | 40,073 | 40,073 | — |
| (1) 支払手形及び買掛金 (*1) | 23,268 | 23,268 | — |
| (2) 短期借入金 | 16,000 | 16,000 | — |
| (3) 1年以内返済予定長期借入金 (*2) | 6,032 | 6,089 | 56 |
| (4) 長期借入金 | 14,039 | 14,274 | 235 |
| 負債計 | 59,339 | 59,632 | 292 |
| デリバティブ取引 (*3) | 152 | 152 | — |

(*1) 支払手形及び買掛金については、設備関係支払手形を含めて表示しております。

(*2) 1年以内返済予定長期借入金については、連結貸借対照表上、短期借入金を含めて表示しております。

(*3) デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。債券は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

なお、当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損36百万円を計上しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年以内返済予定長期借入金、並びに(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

為替予約取引、通貨オプション取引、金利スワップ取引の時価は取引先金融機関から提示された価格等によっております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額4,129百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社は、埼玉県その他の地域において、賃貸用の商業施設・オフィスビル・倉庫等（土地を含む）を有している他、茨城県その他の地域において遊休の土地等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

| 連結貸借対照表 計上額 | 時価 |
|----------------|--------|
| 6,455 | 19,349 |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）、その他については路線価等の市場価格を反映していると考えられる指標に基づき算定した価額を時価とみなしております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 289円73銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 2円47銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

| | |
|-----------|-----------|
| 流動の部 | |
| 繰延税金資産 | |
| 賞与引当金 | 425百万円 |
| 災害損失 | 192百万円 |
| たな卸資産評価損 | 211百万円 |
| その他 | 253百万円 |
| 繰延税金資産 小計 | 1,083百万円 |
| 評価性引当額 | △ 124百万円 |
| 繰延税金資産 合計 | 958百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 為替予約時価評価 | 48百万円 |
| その他 | 12百万円 |
| 繰延税金負債 合計 | 61百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 897百万円 |
| 固定の部 | |
| 繰延税金資産 | |
| 退職給付引当金 | 482百万円 |
| 貸倒引当金 | 177百万円 |
| 役員退職慰勞引当金 | 40百万円 |
| 繰越欠損金 | 956百万円 |
| 減損損失 | 78百万円 |
| その他 | 117百万円 |
| 繰延税金資産 小計 | 1,852百万円 |
| 評価性引当額 | △1,256百万円 |
| 繰延税金資産 合計 | 596百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 固定資産圧縮積立金 | 160百万円 |
| その他 | 17百万円 |
| 繰延税金負債 合計 | 177百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 418百万円 |
| 固定の部 | |
| 繰延税金資産 | |
| 退職給付引当金 | 1,533百万円 |
| 貸倒引当金 | 45百万円 |
| 役員退職慰勞引当金 | 62百万円 |
| 繰越欠損金 | 345百万円 |
| 減損損失 | 576百万円 |
| 投資有価証券 | 673百万円 |
| その他 | 428百万円 |
| 繰延税金資産 小計 | 3,666百万円 |
| 評価性引当額 | △1,938百万円 |
| 繰延税金資産 合計 | 1,728百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 固定資産圧縮積立金 | 3,695百万円 |
| 投資有価証券 | 694百万円 |
| その他 | 95百万円 |
| 繰延税金負債 合計 | 4,484百万円 |
| 繰延税金負債の純額 | 2,756百万円 |

2. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として企業年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

(2) 退職給付に関する事項（平成23年3月31日現在）

| | |
|----------------------|------------|
| イ. 退職給付債務 | △16,604百万円 |
| ロ. 年金資産 | 8,848百万円 |
| ハ. 未積立退職給付債務（イ+ロ） | △ 7,756百万円 |
| ニ. 未認識数理計算上の差異 | 3,262百万円 |
| ホ. 未認識過去勤務債務 | △ 481百万円 |
| ヘ. 貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ） | △ 4,975百万円 |
| ト. 前払年金費用 | 1,188百万円 |
| チ. 退職給付引当金（ヘ-ト） | △ 6,163百万円 |

（注）連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

(3) 退職給付費用に関する事項（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

| | |
|----------------------|----------|
| イ. 勤務費用 | 600百万円 |
| ロ. 利息費用 | 278百万円 |
| ハ. 期待運用収益 | △ 264百万円 |
| ニ. 数理計算上の差異費用処理額 | 684百万円 |
| ホ. 過去勤務債務の費用処理額 | △ 186百万円 |
| ヘ. 退職給付費用（イ+ロ+ハ+ニ+ホ） | 1,111百万円 |

（注）簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ. 勤務費用」に計上しております。

(4) 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

| | |
|-------------------|--|
| イ. 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ロ. 割引率 | 1.82% |
| ハ. 期待運用収益率 | 3.0% |
| ニ. 過去勤務債務の額の処理年数 | 10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によっております。） |
| ホ. 数理計算上の差異の処理年数 | 10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。） |

3. 減損損失に関する注記

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

| | | |
|-----------|-----------|--------|
| 事業用資産 | | |
| ① オフィス用設備 | | |
| 場所 | 宮城県仙台市 | |
| 用途 | オフィス用土地 | |
| 種類 | 土地 | |
| 金額 | 土地 | 166百万円 |
| | 合計 | 166百万円 |
| ② 賃貸用資産 | | |
| 場所 | 福岡県古賀市 | |
| 用途 | 賃貸用資産 | |
| 種類 | 土地 | |
| | 建物及び構築物 | |
| | 機械装置及び運搬具 | |
| 金額 | 土地 | 10百万円 |
| | 建物及び構築物 | 6百万円 |
| | 機械装置及び運搬具 | 0百万円 |
| | 合計 | 16百万円 |
| ③ のれん | | |
| 場所 | 東京都江東区 | |
| 用途 | — | |
| 種類 | のれん | |
| 金額 | のれん | 72百万円 |
| | 合計 | 72百万円 |

(2) 資産のグルーピングの方法

事業用資産については管理会計上の事業を基本とし、遊休資産・厚生施設については、当該資産単独で資産のグルーピングを行っております。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

事業用資産のうち、オフィス用設備については震災による建物の取り壊しに伴い遊休資産化が決定されたことにより、また賃貸用資産については賃貸取引の終了に伴い保有目的が変更されたためであります。
のれんについては、㈱ベストンの清算に伴い減損損失を認識したものであります。

(4) 回収可能価額（正味売却価額）の算出方法

オフィス用設備並びに賃貸用資産の土地については路線価・固定資産税評価額を合理的に調整した価額に基づき評価しております。
賃貸用資産の建物及び構築物などについては、備忘価額にて評価しております。
のれんについては、全額を減損損失として処理しております。

4. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事業用資産の一部に関する、PCB特別措置法、石綿障害予防規則、フロン回収・破壊法が規定する資産除去時の有害物質除去義務、並びに不動産賃借契約に伴う原状回復義務であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該資産取得からの使用見込期間を3年から50年と見積り、割引率は0.258%から2.304%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|-----------------|---------|
| 期首残高(注) | 346百万円 |
| 有形固定資産取得に伴う増加額 | 3百万円 |
| 時の経過による増加額 | 2百万円 |
| 見積りの変更による増加額 | 2百万円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △ 80百万円 |
| 期末残高 | 273百万円 |

(注) 当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

5. その他

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月20日

昭和産業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小野 信行[Ⓡ]
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 内田 英仁[Ⓡ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、昭和産業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和産業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月23日

昭和産業株式会社 監査役会

| | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 小 | 島 | 幸 | 弘 | ㊟ |
| 常勤監査役 | 石 | 黒 | 達 | 郎 | ㊟ |
| 社外監査役 | 宍 | 戸 | 敏 | 雄 | ㊟ |
| 社外監査役 | 吉 | 倉 | 健 | 一 | ㊟ |

貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円 単位未満切捨)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------|----------------|--------------------------|----------------|
| 資 産 の 部 | 107,895 | 負 債 の 部 | 65,422 |
| 流 動 資 産 | 40,529 | 流 動 負 債 | 43,615 |
| 現金及び預金 | 2,146 | 買掛金 | 12,108 |
| 受取手形 | 1,012 | 短期借入金 | 9,460 |
| 売掛金 | 16,804 | 長期借入金(1年以内返済予定) | 2,775 |
| 有価証券 | 0 | コーポラル・ペーパー | 7,000 |
| 商品及び製品 | 4,948 | リース債務 | 149 |
| 仕掛品 | 759 | 未払費用 | 5,422 |
| 原材料及び貯蔵品 | 11,217 | 未払費用 | 372 |
| 前払費用 | 237 | 預り金 | 292 |
| 未収入金 | 315 | 賞与引当金 | 785 |
| 繰延税金資産 | 391 | 災害損失引当金 | 906 |
| 未収消費税 | 723 | 資産除去債務 | 23 |
| 未収消費税 | 996 | 設備関係支払手形 | 4,162 |
| 未収消費税 | 336 | その他 | 156 |
| 貸倒引当金 | 843 | 固 定 負 債 | 21,806 |
| 有形固定資産 | △ 203 | 長期借入金 | 10,437 |
| 建物 | 67,366 | リース債務 | 296 |
| 構築物 | 50,509 | 退職給付引当金 | 4,357 |
| 機械装置 | 20,872 | 役員退職慰労引当金 | 30 |
| 車両運搬具 | 3,174 | 債務保証損失引当金 | 1,546 |
| 工具器具 | 13,397 | 繰延税金負債 | 2,833 |
| 土地 | 0 | 資産除去債務 | 184 |
| 建設仮勘 | 410 | 長期未払金 | 53 |
| 無形固定資産 | 12,025 | 預り保証金 | 393 |
| ソフトウエア | 404 | 預り保証金 | 1,675 |
| その他の資産 | 223 | 純 資 産 の 部 | 42,473 |
| 投資関係 | 821 | 株 主 資 本 | 41,335 |
| 関係会社 | 760 | 資本金 | 12,778 |
| 関係会社 | 9 | 資本剰余金 | 4,710 |
| 長期前払費用 | 51 | 資本準備金 | 3,270 |
| 前払費用 | 16,035 | その他資本剰余金 | 1,439 |
| 前払費用 | 6,842 | 利 益 剰 余 金 | 23,870 |
| 前払費用 | 7,532 | その他利益剰余金 | 23,870 |
| 前払費用 | 128 | (別途積立金) | (12,110) |
| 前払費用 | 51 | (固定資産圧縮積立金) | (5,232) |
| 前払費用 | 567 | (繰越利益剰余金) | (6,527) |
| 前払費用 | 15 | 自 己 株 式 | △ 22 |
| 前払費用 | 43 | 評価・換算差額等 | 1,137 |
| 前払費用 | 172 | その他有価証券評価差額金 | 1,075 |
| 前払費用 | 1,188 | 繰延ヘッジ損益 | 61 |
| 前払費用 | △ 507 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 107,895 |
| 資 産 合 計 | 107,895 | | |

損 益 計 算 書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円 単位未満切捨)

| 科 目 | 金 額 | |
|---------------------------------------|-------|---------|
| I. 売 上 高 | | 127,962 |
| II. 売 上 原 価 | | 103,008 |
| III. 売 上 総 利 益 | | 24,954 |
| III. 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 20,754 |
| IV. 営 業 外 収 益 | | 4,200 |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 371 | |
| そ の 他 | 476 | 848 |
| V. 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 372 | |
| そ の 他 | 59 | 432 |
| VI. 特 別 利 益 | | 4,616 |
| VII. 特 別 損 失 | | — |
| 固 定 資 産 廃 棄 損 | 462 | |
| 固 定 資 産 売 却 損 | 132 | |
| 減 損 損 失 | 173 | |
| 災 害 損 失 | 1,525 | |
| 子 会 社 清 算 損 | 581 | |
| 子 会 社 株 式 評 価 損 | 326 | |
| 関 連 会 社 株 式 評 価 損 | 14 | |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 | 287 | |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 181 | |
| 資 産 除 去 債 務 会 計 基 準 の 適 用 に 伴 う 影 響 額 | 259 | |
| そ の 他 | 8 | 3,954 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 662 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | | 636 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | △ 330 |
| 法 人 税 等 合 計 | | 305 |
| 当 期 純 利 益 | | 356 |

株主資本等変動計算書

(平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円 単位未満切捨)

| 項目 | 株 主 資 本 | | | | | |
|--------------------------|---------|-------|----------|--------|-----------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 別途積立金 | 固定資産圧縮積立金 | 繰上利益剰余金 |
| 平成22年3月31日残高 | 12,778 | 3,270 | 5,736 | 12,110 | 5,687 | 6,908 |
| 当事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △ 1,192 |
| 当期純利益 | | | | | | 356 |
| 自己株式の取得 | | | | | | |
| 自己株式の消却 | | | △ 4,296 | | | |
| その他利益剰余金の処分 | | | | | △ 454 | 454 |
| 株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額) | | | | | | |
| 当事業年度中の変動額合計 | — | — | △ 4,296 | — | △ 454 | △ 381 |
| 平成23年3月31日残高 | 12,778 | 3,270 | 1,439 | 12,110 | 5,232 | 6,527 |

| 項目 | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | 純資産計 |
|--------------------------|---------|---------|--------------|---------|-----------|---------|
| | 自己株式 | 株主資本計 | その他有価証券評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等計 | |
| 平成22年3月31日残高 | △ 2,863 | 43,627 | 1,867 | 33 | 1,900 | 45,527 |
| 当事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | △ 1,192 | | | — | △ 1,192 |
| 当期純利益 | | 356 | | | — | 356 |
| 自己株式の取得 | △ 1,455 | △ 1,455 | | | — | △ 1,455 |
| 自己株式の消却 | 4,296 | — | | | — | — |
| その他利益剰余金の処分 | | — | | | — | — |
| 株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額) | | — | △ 791 | 28 | △ 762 | △ 762 |
| 当事業年度中の変動額合計 | 2,841 | △ 2,291 | △ 791 | 28 | △ 762 | △ 3,054 |
| 平成23年3月31日残高 | △ 22 | 41,335 | 1,075 | 61 | 1,137 | 42,473 |

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法)
時価のないもの …………… 移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
2. デリバティブ取引の評価基準 ……時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法
製品・商品・仕掛品 …………… 先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
原料・貯蔵品 …………… 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
4. 固定資産の減価償却方法
有形固定資産(リース資産を除く)
建物(除く建物附属設備)及び
貸与資産の一部
a 平成19年3月31日以前に
取得したもの……………旧定額法
b 平成19年4月1日以降に
取得したもの……………定額法
その他の有形固定資産
a 平成19年3月31日以前に
取得したもの……………旧定率法
b 平成19年4月1日以降に
取得したもの……………定率法
なお、耐用年数及び残存価額につきましては、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
無形固定資産(リース資産を除く)
ソフトウェア …………… 利用可能期間(5年)に基づく定額法
その他の無形固定資産 ……定額法
リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法
なお、リース契約日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

5. 重要な引当金の計上基準

| | | |
|------------|-------|---|
| 貸倒引当金 | …………… | 売掛金、貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | …………… | 従業員の賞与支給に備えるため、その支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 |
| 災害損失引当金 | …………… | 東日本大震災により損壊等をした固定資産の復旧費用等の支出に備えるため、その見積額を計上しております。 |
| 退職給付引当金 | …………… | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異及び過去勤務債務については、10年による按分額を費用処理しております。 なお、数理計算上の差異については、それぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。 |
| 役員退職慰労引当金 | ……… | 役員及び執行役員の退職慰労金制度を平成17年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって廃止し、これまでの在任期間に応じた退職慰労金を計上しております。 当該引当金残高は、各役員及び執行役員の退職時に支給し、取崩すこととしております。 |
| 債務保証損失引当金 | ……… | 債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。 |
| ヘッジ会計の処理方法 | …………… | 外貨建予定取引に係る為替予約、通貨オプション及び金利スワップは繰延ヘッジ処理によっております。また、金利スワップのうち特例処理の要件を満たす取引については特例処理を採用しております。 |
| 消費税等の会計処理 | …………… | 税抜方式によっております。 |

(会計方針の変更)

資産除去債務に関する会計基準

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当事業年度の営業利益、経常利益はそれぞれ6百万円減少し、税引前当期純利益は266百万円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産

(1) 担保に供している資産

| | |
|----|------------------|
| 建物 | 9,085百万円 |
| 土地 | 1,867百万円 |
| 計 | <u>10,953百万円</u> |

(2) 上記に対応する債務

| | |
|-----------------|-----------------|
| 長期借入金（1年以内返済予定） | 375百万円 |
| 長期借入金 | 1,537百万円 |
| 計 | <u>1,912百万円</u> |

2. 有形固定資産の減価償却累計額

137,147百万円

3. 偶発債務

保証債務

(単位：百万円)

| 被 保 証 者 | 金 額 | 内 容 |
|-------------|--------|------------------|
| ㈱昭産ビジネスサービス | 8,640 | 関係会社の銀行等借入に対する保証 |
| 昭産商事(株)他5件 | 3,285 | 関係会社の銀行借入等に対する保証 |
| 川嶋畜産(株)他18件 | 172 | 取引先の銀行等借入に対する保証 |
| 計 | 12,097 | |

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

| | |
|----------------|----------|
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 5,223百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 545百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 1,845百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債務 | 271百万円 |

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

| | |
|-----------|-----------|
| 売上高 | 24,016百万円 |
| 仕入高 | 5,876百万円 |
| 営業取引以外の取引 | 2,963百万円 |
2. 特別損失の「災害損失」は東日本大震災の被災による損害額であり、その内容は生産設備等の復旧工事費、たな卸資産の評価損などによるものであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当事業年度末 |
|---------|------------|-----------|------------|--------|
| 普通株式(株) | 10,248,928 | 5,634,401 | 15,800,000 | 83,329 |

増加数の内訳は、次のとおりであります。

1. 取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加 5,547,000株
2. 単元未満株式の買取による増加 21,132株
3. 所在不明株主からの買受による増加 66,269株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

- 自己株式の消却による減少 15,800,000株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

| | |
|-----------|-----------|
| 流動の部 | |
| 繰延税金資産 | |
| 賞与引当金 | 318百万円 |
| 災害損失 | 147百万円 |
| 貸倒引当金 | 80百万円 |
| たな卸資産評価損 | 200百万円 |
| その他 | 141百万円 |
| 繰延税金資産 小計 | 887百万円 |
| 評価性引当額 | △ 80百万円 |
| 繰延税金資産 合計 | 807百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 為替予約時価評価 | 42百万円 |
| その他 | 41百万円 |
| 繰延税金負債 合計 | 84百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 723百万円 |
| 固定の部 | |
| 繰延税金資産 | |
| 貸倒引当金 | 204百万円 |
| 債務保証損失引当金 | 626百万円 |
| 退職給付引当金 | 1,283百万円 |
| 役員退職慰労引当金 | 12百万円 |
| 投資有価証券 | 1,125百万円 |
| 減損損失 | 576百万円 |
| その他 | 157百万円 |
| 繰延税金資産 小計 | 3,985百万円 |
| 評価性引当額 | △2,614百万円 |
| 繰延税金資産 合計 | 1,370百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 固定資産圧縮積立金 | 3,561百万円 |
| 投資有価証券 | 636百万円 |
| その他 | 5百万円 |
| 繰延税金負債 合計 | 4,203百万円 |
| 繰延税金負債の純額 | 2,833百万円 |

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. 当事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額 495百万円
2. 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額 352百万円
3. 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額 142百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

| 属性 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 勘定科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|-------------|-------------------|--------|------------------------------|-------------------------|-----------|------|-----------|
| | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 子会社 | 昭産商事㈱ | (所有)直接91.4 | 兼任2名 | 当社製品の販売 | 小麦粉、油脂、油粕、食品、配合飼料の販売注1. | 21,961 | 売掛金 | 3,990 |
| 子会社 | ㈱昭産ビジネスサービス | (所有)直接100.0 | 兼任5名 | 関係会社への経営コンサルタント並びに融資及び投資業の委託 | 債務保証注2. | 8,640 | 債務保証 | 8,640 |

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

注1. 製品の販売については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

注2. 金融機関借入につき、債務保証を行ったものであります。

上記の取引については、共同事業に伴う債務保証のため、保証料を受け取っておりません。

注3. 上記取引のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 257円78銭
2. 1株当たり当期純利益 2円12銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 退職給付に関する注記

- (1) 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。
また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。
- (2) 退職給付に関する事項（平成23年3月31日現在）
- | | |
|----------------------|------------|
| イ. 退職給付債務 | △14,234百万円 |
| ロ. 年金資産 | 8,285百万円 |
| ハ. 未積立退職給付債務（イ+ロ） | △ 5,949百万円 |
| ニ. 未認識数理計算上の差異 | 3,262百万円 |
| ホ. 未認識過去勤務債務 | △ 481百万円 |
| ヘ. 貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ） | △ 3,168百万円 |
| ト. 前払年金費用 | 1,188百万円 |
| チ. 退職給付引当金（ヘ+ト） | △ 4,357百万円 |
- (3) 退職給付費用に関する事項（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）
- | | |
|----------------------|----------|
| イ. 勤務費用 | 505百万円 |
| ロ. 利息費用 | 278百万円 |
| ハ. 期待運用収益 | △ 264百万円 |
| ニ. 数理計算上の差異費用処理額 | 684百万円 |
| ホ. 過去勤務債務の費用処理額 | △ 186百万円 |
| ヘ. 退職給付費用（イ+ロ+ハ+ニ+ホ） | 1,016百万円 |
- (4) 退職給付債務等の計算基礎に関する事項
- | | |
|-------------------|--|
| イ. 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| ロ. 割引率 | 1.82% |
| ハ. 期待運用収益率 | 3.0% |
| ニ. 過去勤務債務の額の処理年数 | 10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によっております。） |
| ホ. 数理計算上の差異の処理年数 | 10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。） |

2. 減損損失に関する注記

- (1) 減損損失を認識した資産グループの概要
- | | |
|---------|---------|
| 事業用資産 | |
| オフィス用設備 | |
| 場所 | 宮城県仙台市 |
| 用途 | オフィス用土地 |
| 種類 | 土地 |
| 金額 | 166百万円 |
| 合計 | 166百万円 |
- (2) 資産のグルーピングの方法
事業用資産については管理会計上の事業を基本とし、遊休資産・厚生施設については、当該資産単独で資産のグルーピングを行っております。
- (3) 減損損失の認識に至った経緯
オフィス用設備については震災による建物の取り壊しに伴い遊休資産化が決定されたためであります。

- (4) 回収可能価額（正味売却価額）の算出方法
 オフィス用設備の土地については路線価を合理的に調整した価額に基づき評価しております。

3. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要
 事業用資産の一部に関する、P C B 特別措置法、石綿障害予防規則、フロン回収・破壊法が規定する資産除去時の有害物質除去義務、並びに不動産賃借契約に伴う原状回復義務であります。
- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法
 当該資産取得からの使用見込期間を3年から50年と見積り、割引率は0.258%から2.304%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。
- (3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減
- | | |
|-----------------|---------|
| 期首残高（注） | 277百万円 |
| 有形固定資産取得に伴う増加額 | 1百万円 |
| 時の経過による増加額 | 1百万円 |
| 見積りの変更による減少額 | △ 0百万円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △ 73百万円 |
| 期末残高 | 207百万円 |
- （注）当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

4. その他

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年 5月20日

昭和産業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小野 信行[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内田 英仁[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、昭和産業株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

以上